

2025年1月30日（木）

消費者スマイル基金ニュース（第70号）

●第15回助成先決定のお知らせ！

このたび、皆様から頂戴したご寄付と会費をもとに、第15回助成事業の募集を行い、助成先と助成金額について決定いたしました。今回は8件、270万円の助成となります。

詳しくはこちらから <https://www.smile-fund.jp/subsidy/>



1. 特定適格消費者団体向け

《裁判外の被害回復》

NO	助成先団体	助成金額	結果公表日	相手方の事業種別と主な是正点
1	消費者支援ネット北海道	30万円	2024/6/28	不動産賃貸業者/集合住宅の入居者から徴収した町内会費を町内会に支払っていなかった事案の裁判外の被害回復

2. 適格消費者団体（目指す団体含む）向け

《差止請求訴訟の提起（第一審、控訴審、上告審）》

NO	助成先団体	助成金額	提訴日	審理	相手方の事業種別と主な差止請求の対象
1	消費者ネット広島	40万円	2024/5/31	一審（係争中）	霊園の運営・管理する宗教法人/消費者契約法第9条1項1号に反する不当な契約条項（使用規約等の既払い金全部を返還しない条項）等使用の差止請求
2	消費者機構日本	40万円	2024/9/10	一審（係争中）	再生医療・免疫療法と称する自由診療行為を行う医療社団法人/インターネット上の広告表示が景表法の禁止する優良誤認表示に該当するとして差止請求
3	やまなし消費者支援ネット	40万円	2024/9/17	一審（係争中）	スポーツジム/会員規約のうち、既納会費不返還条項及び施設内事故の全部免責条項について、消費者契約法8条1項1号、同2号、第10条に反するとして差止請求

《裁判外の差止請求》

NO	助成先団体	助成金額	結果公表日	相手方の事業種別と主な是正点
1	なら消費者支援ねっと	30万円	2024/6/27	NTT アナログ回線戻し代行サービス事業者/電話勧誘販売の際に交付されなければならない法廷書面(特定商取引法第18条)の不交付の是正。消費者契約法9条に反する解約違約金条項の是正。等
2	消費者被害防止ネットワーク東海	30万円	2024/7/23	スポーツジム/消費者契約法8条1項1号、3号に反する損害賠償免責条項及び消費者契約法10条に反する不当な会費不返還条項の是正
3	消費者支援かながわ	30万円	2024/7/30	家事代行サービス/家政婦マッチングサイト運営業者/消費者契約法1第8条1項1号に反する損害賠償免責条項の是正
4	消費者支援ネットワークいしかわ	30万円	2024/11/8	放送受信契約/受信料免除事由解消届を怠った際割増金の規定について、消費者契約法第10条及び民法第1条第2項に反するとして、削除を求め、削除された。

3. 非営利法人（適格消費者団体を目指す団体等法人格を有する消費者団体を含む。ただし適格消費者団体は除く。）

《事業者に対する消費者契約に係る不当行為是正等の申入れ業務》

申込・該当なし

●認定 NPO 法人更新のお知らせ

消費者スマイル基金は、2019年10月7日より認定 NPO 法人として活動を進めてまいりました。有効期間が5年のため、あらためて東京都に認定 NPO 法人の更新申請を行い、このたび認定 NPO 法人の更新認定をいただきました。更新後の有効期間は、2029年（令和11年）10月6日までとなります。ご報告させていただきます。

●寄付のお願い

認定 NPO 法人消費者スマイル基金は、設立 8 年目を迎えました。2024 年 12 月時点で、団体のべ 40 団体、個人のべ 233 人、寄付金累計総額 12,497,350 円となりました。あらためましてご支援をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

引き続き（特定）適格消費者団体及び適格認定をめざす団体等への助成の為、ご寄付をお願いします。消費者スマイル基金は、この助成事業に加え、消費者団体訴訟等支援法人として、消費

者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けていきます。皆さまからのご寄付をお待ちしております。

寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座もこちら ↓ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

- 三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口
 - ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチキョウ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金
- 詳細はこちら ⇨ <https://www.smile-fund.jp/donation/>

消費者スマイル基金は**認定 NPO 法人**※のため、**当基金への寄付金が税制控除等の対象**になります。

認定 NPO 法人とは

- **公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- 毎事業年度 1 回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- 寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。



・個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除 (お好きなほうをお選びいただけます)

② 住民税控除

といった 2 つの控除が受けられます。

・相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

*確定申告の際に必要な領収書は来年 1 月下旬ごろにお送りいたします。

● 賛助会員募集

当基金は消費者被害の拡大防止の取り組みの活動や、消費者に代わって金銭的被害を取り戻すための裁判を行っている団体の支援を目的に、皆さまからの寄付金をもとに助成等を行っております。また、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けて活動しています。そして、企業と消費者がともに持続可能で公正・健全な社会を創っていくことを目指しています。

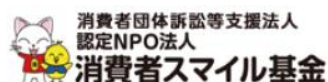
賛同していただける事業者、団体の皆さまにおきましては、随時賛助会員を募集しておりますので、よろしく願いいたします。

会員団体紹介 ⇨ <https://www.smile-fund.jp/member/>

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局
TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。



寄付口座もこちら ↓ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

- 三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口
- ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチキョウ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金